

お詫びと訂正

『司法書士 簡裁訴訟代理等関係業務の手引—令和5年版—』

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正と補足をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

■93 頁 下から1行目

(誤) Cの同意がない限り受任することはできない。

(正) Cの同意がない限り (司法書士行為規範施行後(令和5年4月1日以降)はCの同意があっても) 受任することはできない。

■94 頁 【解説】の上から8行目の後に追加 ～前述した。

なお、司法書士行為規範施行後(令和5年4月1日以降)はCの同意があっても受任することができないことに注意が必要である。